

図 8-4 業務支援ツール 全体のイメージ

<本日のご相談 電話シート> 2011年 月 日

本日は、東所していただき、ありがとうございました。
このシートは、ご相談の内容と、その中で検討したことや、方向性などを確認するものです。今後、制度の手続きをすすめるため、他の機関にご相談されたりする際に、参考にしていただければ幸いです。本日の相談が、皆さまの生活をよりよくしていただくための一助となりますことを願っております。

<本日のご相談の内容>	<今後の手続きのことなど>
①	①
②	②
③	③

△△自治体社会福祉協議会

生活福祉資金 担当

電話 00-0000-0000
FAX 00-0000-0000
受付時間 月～金 午前9時から午後5時

△△自治体社会福祉協議会は、身近な福祉課題を市民のみならずともにも考え、解決を図りながら、地域福祉の向上を図ることを目的に設立された社会福祉法人です。

ご不明なこと、お問い合わせがある場合には、どうぞご連絡ください。

<暮らしに役立つ相談窓口>

□住まいのこと (役所 1111-1111代)

<家賃・住まいの相談>

○住宅手当 役所 生活福祉担当

○住宅の住み替え 役所 住宅政策担当

○公営住宅 役所 住宅政策担当

<住居を失いそうなお困り、住居がない時の住まいや借居などの相談>

○快所 生活福祉担当

□仕事のこと

<一時的な雇用・失業手当・職業訓練>

○ハローワーク 1111-1111

<若者の就職支援>

○しごとセンター (雇用局) 1111-1111

<女性の就職支援>

○マザーズハローワーク 1111-1111

□高齢者の相談 (役所 1111-1111代)

相談でも相談することが大歓迎です。

○生活にお困りの時 (生活保護など) 役所 生活福祉担当

○高齢者や家族の介護のご相談 地域福祉支援センター (△△自治体にはろ力所あります。役所までお問い合わせ下さい)

○子育てやひとり親世帯の支援について 子ども家庭支援センター 1111-1111

○子どもの教育費について 就学援助 (奨学金) 役所学事担当 奨学金 (学生支援機構等) 学校の窓口へ

□地域の命を守る相談役

○民生・児童委員 (社団にお尋ね下さい)

□健康のこと

相談の相談は必ず解決できます。

二人で悩まず空気に相談しましょう。

<無料や低額の相談窓口>

○ 通テラスコールセンター (全道一律 3分 8.6円) 0570-078376

勇形・PHS 03-6745-5600

○ 多岐野野生活再生事業 (生活サポート基金が相談を行い中央労働金庫が貸付を行う××都道府県社会福祉協議会の事業です) 生活再生相談窓口 1111-1111

□年金のこと

年金事務所 1111-1111

ねんきんダイヤル 1111-11-1111

□こころや身体・健康・医療のこと

<医師の減免など>

無料相談での受診や、費用の減免・補助、診断書などの対応が可能なこともあります。病院の相談室や区の健康福祉センター (精神科受診やその通院費用の減免等) に問い合わせてみましょう。

<こころの健康・精神的な悩み相談>

こころの健康相談 0570-054566 (かけた場所から最寄りの地域の相談窓口につながります)

○いのちの電話 (△△自治体) 1111-1111

□その他

3 P 社会福祉協議会での試行とフィードバックの内容

(1) 4人の相談者への試行結果 (フィードバック)

P 社会福祉協議会では、業務が多忙な中、また限られた時間の中で、相談員 C 氏が、2011年2月24日～25日の2日間、4世帯に対して、相談の中で業務支援ツールを試行的に使ってくださった。そして、後日、4世帯への試行結果とともに、相談員 C 氏と D 氏の2名が、業務支援ツール全体の改善点を研究班に対して大変丁寧にコメントしてくださった。

4世帯に対する試行結果の概要は、表 8-1 のとおりである。なお、相談者の属性は、秘密保持の観点から記載していない。

ケース 1 は、生活福祉資金の相談であった。相談員がシートを記入したものの、すぐに貸付に至らなかったためか、相談者は最後にシートを受け取らずに帰室されている。ケース 2 は、総合支援資金の相談であった。相談員は、債務整理と住宅手当について助言している。あわせてそれらの制度のパンフレット等も渡している。住宅手当担当の直通番号があるとよいとの指摘があった。ケース 3 は、生活福祉資金の相談であった。転居費用についての相談であったが、相談員の助言内容は、子ども家庭支援センターの母子支援員に生活相談すること、そして、債務整理に関することである。B 欄の案内先について、内容が沢山あり担当者がきちんと説明しないとうまく伝わらない、困った内容に応じてまとめた連絡先を渡すのはどうかとの指摘があった。ケース 4 は、臨時特例つなぎ資金の相談であった。相談員は、次回相談時に持参する資料とつなぎ資金を申請することをシートに記入し、相談者に渡してくださった。

表 8－1 業務支援ツール 試行結果

(P 社会福祉協議会 C 相談員の試行結果より)

番号	本日のお話の内容 (記入内容)	今後の手続きのことなど (記入内容)	備考 (コメント：研究 班に対して)
ケース 1 (生活福祉資金の相談)	①初任給までの生活費 について	①世帯への貸付のためご 家族の収入のわかるもの が必要。 ②今後の収入の見込みに ついて確認が必要です。 契約書などご提出が必要 です。 ③次回書類が揃ったら連 絡下さい。	緊急小口資金の相談で 来所。すぐに貸付に至 らなかったため、最後 に確認シートを渡そう と思ったが受け取らず に帰室された。
ケース 2 (総合支援資金： 支援費の相談)	①総合支援資金につい て	①債務に関して相談を (弁護士会・法テラス) ②住宅手当については役 所の住宅手当担当に連絡 して制度について確認 を。 ※B 欄：□債務のこと、 ○法テラスコールセンタ ーにチェック有。	この方には、弁護士会、 法テラスのパンフレッ トも渡した。B 欄に住宅 手当の直通もあるとよ い。(この方へ第 2 セー フティネットの黄色い パンフレットで電話番 号を伝える)
ケース 3 (生活福祉資金の相談)	①転居の費用について	①子ども家庭支援センタ ー 母子支援員に生活の 相談を (電話番号) ②債務整理について 法テラス、弁護士会、法 律相談。 ※B 欄：□債務のことに チェック有。	最後に渡して相談先を 伝えた。2 枚目の連絡 先、内容が沢山あり担 当者がきちんと説明し ないとうまく伝わらな いように感じた。困っ た内容に応じてまとめ た連絡先を渡すのはど うなのか。
ケース 4 (臨時特例つなぎ資金 の相談)	①臨時特例つなぎ資金	①〇月〇日に、不足書類 (源泉徴収票) をご持参 ください。 ②つなぎ資金申請しま す。 ※B 欄：□仕事のことに チェック有。	コメントなし。

(2) 業務支援ツール全体に関するフィードバック

(4人の相談者への試行をふまえて)

①A欄「本日のご相談確認シート」に関するコメント

以下は、A欄に関する相談員C氏、D氏のコメントである。

- 1) 今回は、1回の面接で終了するケース、4ケースでした。確認シートを、今後継続して相談に来所する場合の利用を考えると、毎回このシートを発行するのではなく、1枚のシートを継続して利用して、①の手続きは終わりましたね。では、次の②の〇〇〇の手続きをしましょうと追記していく（カルテみたいに）ような利用もできるのかもしれないと感じた。
- 2) 現在、P社会福祉協議会で使っている複写式の相談メモは、何回も来所された時にメモが何枚も記入してあり直前の相談内容がどれか相談者も迷うことがある。

②B欄「暮らしに役立つ相談窓口」（社会資源紹介覧）に関するコメント

以下は、B欄に関する相談員C氏、D氏のコメントである。

- 1) 住まいのこと欄に関して
 - ・住宅手当担当の直通番号を記載する。
 - ・住宅の住み替えや公営住宅は、いままで紹介したことがないので、掲載しなくてもよいのではないかな。
- 2) 仕事のこと欄に関して
 - ・一般の職探し→就職支援という表現に。
 - ・キャリアアップハローワークを追加。
 - ・＜若者の就労支援＞という文言をとる。しごとセンターでは、若者向け以外にもプログラムがあるため。
 - ・＜女性の就職支援＞という文言をとる。
- 3) 各種福祉の相談欄に関して
 - ・「何度でも相談することが大切です」という文言をとる。
 - ・生活相談担当の直通番号を記載する。
 - ・地域包括支援センターの直通番号を記載する。
 - ・各種福祉の相談なので、「障害についてのご相談」も加える。
- 4) 債務のこと欄に関して
 - ・東京都多重債務者生活再生事業の説明文を削除する。
 - ・東京都多重債務者生活再生事業の相談窓口が予約制であることを記載する。
 - ・年金のことを、別枠にする。
- 5) こころや身体の健康・医療のこと欄に関して
 - ・＜医療の減免など＞の文言を＜医療の相談など＞に変更する。
 - ・「無料低額での受診や・・・問い合わせてみましょう。」の説明文を削除。代わりに役所 国民健康保険担当、勤め先の労務担当者、病院を加える。
- 6) 全体を通じて
 - ・B欄について「せっかく入れていただいている文言を、削っているかと思う。普段相談をうかがっている私たちからすると、文書として残ってしまうこのようなシー

トで、相談先（案内先）の方々にご迷惑になってしまわないかと考えさせられてしまう部分があり、それらが削られていると思う。もちろん、相談者にとっては有益な情報であり、こういった情報は口頭でお伝えをしている現状がある。」とのコメントをいただいた。

（３）フィードバックをふまえての考察

①A 欄について

- ・相談員 C 氏は、当初、研究班が想定したとおりに A 欄を使用し、必要な内容を記載してくださった。
- ・記載したシートの受け取りを希望しない相談者があることにあらためて気づかされた。
- ・一度で完結させず、A 欄を継続して使用可能な様式にすることを検討する必要性があることの示唆を得た。

②B 欄について

- ・どのような社会資源を、どのレベル（直通電話の記載等）まで紹介するかは、各社会福祉協議会毎に精査し検討する必要がある。
- ・研究班では、生活福祉資金貸付に関連する関係機関をできるだけ網羅して掲載したが、相談員の立場では、必要な情報をできるだけ詳しく伝えることが求められていることがフィードバックから受け止められた。
- ・また、研究班が意図的に挿入した各種福祉の相談欄の「何度でも相談することが大切です」の文言も、社会福祉協議会の相談員の立場では、関係先との良好な関係づくりという点で、一定の考慮が望まれる部分であるものと理解できた。

4 報告書提案版の策定

（１）報告書提案版の策定にあたって

P 社会福祉協議会の相談員 C 氏、D 氏からのフィードバック、およびそこからの考察をふまえて、研究班は、図 8-5～7 のような、本報告書での提案版となる業務支援ツールを策定した。

図 8-5 は、提案版用の社会福祉協議会職員向けの説明資料である。試行版とほぼ同様の内容として、ツールの名称と A 欄の使い方に関する記述を改変した。

図 8-6 は、確認シートの記入例（A 欄）である。継続して使えるように、「本日の」という言葉を削除し、「お話の内容」欄には、月日を挿入した。また、社会福祉協議会を紹介する右下枠に「相談は無料です」の言葉を挿入した。社会福祉関係者にとってはあたりまえのことではあるが、相談者向けにあらためて、社会福祉協議会が公共性の高い民間の相談機関であることを伝えることを意図して追記したものである。

図 8-7 は、社会資源紹介覧（B 欄）である。P 社会福祉協議会からのフィードバックをふまえて、紹介先の内容を整理した。また、「年金のこと」欄は、独立させて別枠とした。

「何度でも相談することが大切です」の文言は、「一緒に考える関係者を増やすためにも 1 回きりでなく、根気よく相談してみましょう」という表現に改変した。この文言は、フィードバックにおいて、普段口頭で伝えており、関係先に対する配慮も必要であることから削除してもよいのではないかと指摘をいただいた部分であった。削除するのも一つの方

法であるが、研究班としては、このツールを、利用者が、相談直後だけでなく後日それを見るようなことがあった時に、一度相談に行き制度利用に至らなくても、二度目以降の相談をためらわぬよう、こうした文言も必要ではないかと考えた。そして、根気よく相談することの必要性を加筆し、修正した文章を掲載することとした。

図 8-5 提案版 業務支援ツールの解説（社会福祉協議会職員向け）

＜ご相談確認シートについて＞ ※社協の職員の方向けの解説

1. 本シートの使い方 ＜相談者が孤立しないために…最後の5分間の活用＞

- ① 本シートは、相談の最後の5分間で、相談の中で話し合われたポイントを簡単にメモして、相談者にお渡しするものです。
- ② 左頁では、「お話の内容」の欄に、相談内容のポイント（キーワード）をメモします。そして、そのことに対する方針や手続きの方法を「今後の手続きのことなど」の欄に記入します。日時の記入欄がありますので、次の相談時に継続して使用することも可能です。
- ③ 左頁の下段には、相談担当者名と連絡先を記入します。
- ④ 必要に応じて、右頁の＜暮らしに役立つ相談窓口＞にチェックを入れながら、相談先や社会資源の情報提供を行います。右頁の下段にはメモ欄もあります。最後にコピーをとり相談票に添付します。

2. 本シートの目的 ＜最後の5分間の必要性＞

- ① 社会福祉協議会を訪れる相談者は、「総合支援資金」や「生活福祉資金」の貸付を目的としているかもしれませんが、中には、それらの貸付をもって生活課題が解決できる相談者もいらっしゃいます。その一方で、貸付を必要とするに至った様々な生活課題について、解決の見通しや方法がわからない状況で、相談にくる方も少なくありません。
- ② 社会福祉協議会の生活福祉資金の窓口相談で、すべての生活課題にかかわる相談援助をきめ細かく行っていくことは、現状では困難かもしれません。しかしながら、「相談に訪れていただいたこと」をひとつのチャンスとして、相談者に必要な社会資源の情報を提供したり、相談機関に「つなげる」こともとても重要な支援です。
- ③ シートの右頁には、「債務の問題は必ず解決できます。ひとりで悩まず早めに相談しましょう。」
「一緒に考える関係者を増やすためにも1回きりでなく、根気よく相談してみましょう」というようなメッセージが、何気なく書かれています。
これらは、相談者が後日、こうしたメッセージを目にして、再び相談してみようと思っていただくことを期待し記載しているものです。また、左頁には、社会福祉協議会が、困った時に相談できる窓口として開かれていることがわかるように、連絡先を記載する欄を設けています。
- ④ 社会福祉協議会が、「資金の貸付」という主訴をもって訪れる相談者に対して、貸付の対象者になるかならないかにかかわらず、相談者に必要な社会資源を提供するとともに、孤立しがちな相談者にとって、ひとつの大きな拠り所となれるよう願って作られたシートです。最後の5分間を使って書いていただくこのシートは、社会福祉協議会がアカウンタビリティーを果たしていくためのツールとしても活用できます。このため、最後にコピーをとり、保管していただくことをお勧めします。

図 8 - 6 業務支援ツール提案版 A 欄

<ご相談内容 確認シート>

2011年 月 日

このたびは、社会福祉協議会に来所していただき、ありがとうございました。
このシートは、ご相談の内容と、その中で検討したことや、方向性などを確認するものです。今後、制度の手続きをすすめたり、他の機関にご相談されたりする際に、参考にいただければ幸いです。このご相談が、皆さまの生活をよりよくしていただくための一助となりますことを願っております。

<お話の内容>	<今後の手続きのことなど>
月 日	
月 日	
月 日	
月 日	

△△自治体社会福祉協議会

生活福祉資金 担当

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

受付時間 月～金 午前9時から午後5時

△△自治体社会福祉協議会は、身近な福祉課題を市民のみなさまとともに考え、解決を図りながら、地域福祉の向上を図ることを目的に設立された社会福祉法人です。

ご不明なこと、お困りのことがある場合には、どうぞご連絡ください。相談は無料です。

図 8-7 業務支援ツール提案版 B 欄

＜暮らしに役立つ相談窓口＞

□住まいのこと（役所 1111-1111 代）

＜家賃・住まいの相談＞

○役所 住宅手当担当 1111-1119

○住宅の住み替え 役所 住宅施策担当

○公営住宅 役所 住宅運営担当

＜住居を失いそうな時、住居がない時の
住まいや施設などの相談＞

○役所 生活相談担当

□仕事のこと

＜就職支援・失業手当・職業訓練＞

○ハローワーク 1111-1111

○キャリアアップハローワーク 1111-1111

○しごとセンター 1111-1111

○マザーズハローワーク 1111-1111

□各種福祉の相談（役所 1111-1111 代）

一緒に考える関係者を増やすためにも1回
きりでなく、根気よく相談してみましょう。

○生活にお困りの時（生活保護など）

役所 生活相談担当 1111-1112

○高齢者や家族の介護のご相談

地域包括支援センター 1111-1113

○障がいについてのご相談

役所 障がい福祉担当 1111-1115

保健福祉センター 1111-1116

○子育てやひとり親家庭の支援について

子ども家庭支援センター 1111-1114

○子どもの教育費について

就学援助（義務教育） 役所学事担当

奨学金（学生支援機構等）学校の窓口へ

□地域の身近な相談役

○民生・児童委員（社協にお尋ね下さい）

□債務のこと

債務の問題は必ず解決できます。

一人で悩まず早めに相談しましょう。

＜無料や低額の相談窓口＞

○法テラスコールセンター（全国一律
3分8.5円） 0570-078376

携帯・PHS 03-6745-5600

○多重債務者生活再生事業

（生活サポート基金が相談を行い中央
労働金庫が貸付を行う××都道府県
社会福祉協議会の事業です。予約制）
生活再生相談窓口 1111-1111

□こころや身体の健康・医療のこと

＜医療費の相談など＞

○役所 国民健康保健担当 1111-1111

○勤務先の労務担当者

○かかりつけ病院の医療相談室

＜こころの健康・精神的な悩みの相談＞

こころの健康相談 0570-064556

（かけた場所から最寄りの地域の相談窓
口につながります）

○いのちの電話（△△自治体） 1111-1111

□年金のこと

年金事務所 1111-1111

ねんきんダイヤル 1111-11-1111

□その他

5 今後の課題と業務支援ツールへの期待

(1) 業務支援ツール提案版の課題

今回研究班が示した業務支援ツールの策定にあたっては、いくつかの課題があった。

第一は、業務支援ツール試行版を試行していただく期間が短く、対象者数に限りがあったことである。より長期の試行期間があれば、試行回数が増え、ツールをよりよくするための気づきが一層豊富に得られたものと思われる。また、試行結果をふまえた「再試行」も、可能であれば実施することが望まれた。十分な試行、検証、再検討ができなかったことが課題として残された。

第二は、利用者（相談者）からのフィードバックが得られなかったことである。このツールは、相談員が利用者とともに書き込み、その後、利用者に活用してもらうことを志向するものである。「最後の5分間」にこのシートを書き込み、相談内容を振り返り確認することを利用者がどのように受け止めたか、また、それがどのように活用されたかなど、利用者からフィードバックを受けることも、利用者にとって役立つツールにするためには不可欠である。一方で、そのためには一定の工夫や配慮が必要であり、今後の課題の一つと認められる。

第三は、ツールのB欄、「社会資源紹介覧」の内容について、更なる検討が必要であることである。検討を要する点は、①どのような社会資源をどのレベルまで紹介するか、②「一緒に考える関係者を増やすためにも1回きりでなく、根気よく相談してみましょう」というような文言の必要性や表現のありかたの2点が、はじめに取り組むべき部分であると思われる。B覧については、いずれも、ツールを用いる社会福祉協議会がある地域性や、社会福祉協議会と様々な社会資源との関係性によっても、内容やそこで使われる表現が異なってくることであろう。できるだけ利用者に役立つ情報を精査し、掲載していく必要があるだろう。

(2) 今後に向けて

～社会福祉実践を支える業務支援ツールと社会福祉協議会への期待～

このたびの業務支援ツールは、社会福祉協議会が、貸付相談の機会を最大限生かし、相談者が社会福祉協議会につながったことを、利用者がよりよい生活をつくっていく契機（チャンス）とできるよう願い、試行、検討させていただいたものである。社会福祉協議会の相談員および利用者にとって、実質的なもの、そして使いやすいものにするためには、まだ多くの検討が必要であることは否めない。

特に、ツールのB欄については、前述したように、各社会福祉協議会の地域性等によって、内容も変わってくる。この内容については、社会福祉協議会の組織内で検討していただいたり、あるいは、研修などの場で、参加者に地域資源を見直しながら「ツールづくり」をしていただくような方法で、それぞれの地域性に即したよりよい内容がまとめられていくものと思われる。

また、この業務支援ツールは、相談者が他機関に相談に行った際、参考資料として提示することも使い方として想定している。可能であれば、日頃社会福祉協議会が連携・協働することの多い機関で相談にあたる職員とともに、こうしたツールの内容を一緒に検討していただくことが期待される。そのようなプロセスの中で、相互理解のもと、相談者が様々

な機関で「相談した」ことが、有機的につながっていくようなよりよいツールが開発されていくことであろう。今回は、業務支援ツールの素案として、提案版を提示させていただくことにとどまった。機会があれば、これをたたき台として、よりよいものを創っていただくことにつながれば幸いである。

地域に根ざした社会福祉機関としての社会福祉協議会だからこそできることは、数多くある。一度だけの相談での出会い、あるいは限られた相談の時間の中でも、利用者を励まし、支え、利用者に様々なチャンスをつくっていくことを可能とする様々な働きかけや取り組みが、これからも社会福祉協議会において豊かに行われていくことを願い、結びとしたい。

<謝辞>

業務支援ツールの試行とフィードバックのみならず、本調査研究において、多大なるご協力をいただいた P 社会福祉協議会の皆さま、特に、相談員 C 氏、D 氏に、この場を借りて、心より御礼申し上げます。このようなお力添えがあり、相談者が社会福祉協議会に相談につながったこと、そして、社会福祉協議会の職員皆様のこの間の取り組みから、次につながる多くの学びをいただくことができました。あらためて、感謝いたします。

※ 業務支援ツール提案版のフォーマット（Word 版）は、メール等で提供可能です。
必要な方は、研究班メンバーまでご連絡ください。

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍 なし

雑誌 なし

学会発表

- (1) 森川美絵・阪東美智子・根本久仁子・和気康太・岡部卓「低所得者へのセーフティネット機能の実態把握—総合支援資金貸付の運用に関する全国調査報告（１）」日本地域福祉学会第24回大会、新潟県新発田市（敬和学園大学）、2010年6月。
- (2) 阪東美智子・森川美絵・根本久仁子・和気康太・岡部卓「低所得者へのセーフティネット機能の実態把握—総合支援資金貸付の運用に関する全国調査報告（２）」日本地域福祉学会第24回大会、新潟県新発田市（敬和学園大学）、2010年6月。
- (3) 阪東美智子・森川美絵・和気康太・岡部卓「生活福祉資金貸付の相談者像と相談対応（１）—相談受付票の統計的分析からみえる相談者属性と貸付対応の動向」日本地域福祉学会第25回大会、東京都文京区（東洋大学）、2011年6月（予定）。
- (4) 森川美絵・阪東美智子・和気康太・岡部卓「生活福祉資金貸付の相談者像と相談対応（２）—相談受付票の質的分析からみえる相談者の類型・生活課題・相談対応」日本地域福祉学会第25回大会、東京都文京区（東洋大学）、2011年6月（予定）。

その他

（学会以外の場での報告）

- (1) 岡部卓「パネルディスカッション—低所得者に対する自立支援と貸付事業の役割」社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国民生委員児童委員連合会『平成21年度全国生活福祉資金貸付事業運営研究協議会 要覧』pp. 25-30、2010年2月1日～2日、全国社会福祉協議会会議室。
- (2) 森川美絵「パネルディスカッション—低所得者に対する自立支援と貸付事業の役割」社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国民生委員児童委員連合会『平成21年度全国生活福祉資金貸付事業運営研究協議会 要覧』pp. 34-39、2010年2月1日～2日、全国社会福祉協議会会議室。
- (3) 根本久仁子「貸付制度における相談援助活動」「事例検討」長崎県社会福祉協議会『平成21年度相談員スキルアップ研修会』2010年1月30日～31日、諫早観光ホテル道具屋。

（調査結果の一部に関する冊子）

- (4) 低所得者に対する相談援助機能の強化に関する研究班（研究代表者 森川美絵）「低所得者へのセーフティネット機能の強化に関する実態調査 速報結果報告」2010年3月、国立保健医療科学院福祉サービス部。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「低所得者に対する相談援助機能の強化に関する研究」

平成22年度 総括・分担研究報告書

2011（平成23）年3月

発行：「低所得者に対する相談援助機能の強化に関する研究」研究班

研究代表者 国立保健医療科学院福祉サービス部 森川美絵

〒351-0197 埼玉県和光市南 2-3-6 E-Mail : m.morikawa@niph.go.jp

Tel : 048-458-6111 （代表）

